



2026年9月17日

各 位

会 社 名 小 津 産 業 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 柴崎 治
(コード番号 7487 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長 三崎 剛志
TEL 03-3661-9400

取締役および委任型執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年9月17日付の取締役会（書面決議）において、以下のとおり、取締役（社外取締役を除く）および委任型執行役員（以下「対象取締役および執行役員」という。）に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年10月9日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 9,060 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,845 円
(4) 処分価額の総額	16,715,700 円
(5) 割当予定先	取締役（社外取締役を除く）、委任型執行役員 計5名

2. 処分の目的および理由

当社は、2018年7月25日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。2018年8月29日開催の第107回定時株主総会においては、①本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対して年額75,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること、②譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日より2年間から5年間までのうち取締役会が定める期間とすること、ならびに③(i)当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を有すること、および(ii)当該役務提供期間満了前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職した場合には当社の取締役会が正当と認める理由があることを譲渡制限の解除条件とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、2023 年 3 月 28 日の取締役会において、執行役員制度の導入が決議され、委任型執行役員において取締役の報酬体系同様に基本報酬（金銭報酬）と非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）を支給することが承認されました。なお、いずれも固定報酬としております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象取締役および執行役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は、対象取締役および執行役員に対して年 70 千株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける対象取締役および執行役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と割当てを受ける対象取締役および執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、2026 年 9 月 17 日付の取締役会（書面決議）において、対象取締役および執行役員 5 名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役および執行役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の普通株式 9,060 株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。また、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限期間を払込期日から約 3 年間と設定いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役および執行役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象取締役および執行役員は、2026 年 8 月 27 日（本年定時株主総会の開催日）から 2029 年 10 月 8 日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役および執行役員が、2026 年 8 月 27 日から当該日後最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役または執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時（ただし、役務提

供期間の満了後、譲渡制限期間が満了するまでの間に、対象取締役および執行役員が任期满了、死亡、その他当社取締役会が正当と認める事由により当社取締役または執行役員の地位を喪失した場合（当社の取締役または執行役員を退任した後、当社の完全子会社の業務執行取締役に就任した場合はその地位を喪失した場合）はその直後の時点）において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役および執行役員が本役務提供期間において、任期满了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役または執行役員の地位を喪失した場合（当社の取締役または執行役員を退任した後、当社の完全子会社の業務執行取締役に就任した場合はその地位を喪失した場合）には、その時点において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該地位を喪失した月までの月数を 12 で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端株が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式について、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役および執行役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等承認日において対象取締役および執行役員が保有する本株式全数について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。ただし、本役務提供期間の間に上記組織再編等が実施された場合には、その時点において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を 12 で除した数に、本株式数に乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端株が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

３．払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額は、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日となる 2026 年 9 月 16 日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 1,845 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、かつ対象取締役および執行役員にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上